

蒲郡市心身障害者扶助料

しあわせ
事典
— 障害者編 —
福祉課 (☎66-1106)

市心身障害者扶助料は、市内に住所があり、身体障害者手帳または療育手帳を持っている人に、別表のとおり、市から援助をするものです。手続き方法などは次のとおりです。

申請の手続きは・・・

福祉課で身体障害者手帳または療育手帳を受け取る際に同時に手続きをしていただきます。

支給額は・・・

扶助料の額は表のとおりです。なお、障害の程度により額が異なります。

障害の等級	扶助料(月額)
1・2 級 A 判 級定	3,000
3 級 B 判 級定	2,200
4 級	1,800
5・6 級 C 判 級定	700

支給方法は・・・

申請の際に届け出ていただいた金融機関の口座に、毎年3月、7月、11月の年3回、各月の20



日ごろ、前4カ月分がまとめて振り込まれます。
支給期間は・・・
申請月の翌月分から受給資格を失った月分までです。

こんな時は届け出が必要で

- ・住所が変わる場合
- ・振込口座を変える場合
- ・氏名が変わる場合
- ・蒲郡市から転出される時
- ・他市町村から転入された時
- ・身体障害者手帳等を持参して、福祉課で手続きをしてください。
- ・本人が死亡した時
- ・本人が死亡され、未支払いの残額が残っている場合は、同居の家族の人に受取人となつていただきます。
- ・（配偶者を優先して受取人としていただきます。）

公的サービスを受けるには、身体障害者手帳、療育手帳等が必要です。

インフルエンザ

健康一番
今月のドクター
蒲郡市民病院
小児科
岡本樹身医師

インフルエンザとは：

インフルエンザウイルスによる流行性感冒（流感）のことで、毎年冬（12月～2月）に流行します。ウイルスにはいろいろなタイプ（Aソ連型・A香港型・B型など）があります。ウイルスが感染して1～3日で発病します。咳・はなみず・高熱や頭痛・身体の痛みが普通の感冒よりも強く出ます。

インフルエンザの症状は：

熱は2～3日から長いときには5日以上続くことがあります。悪寒（さむけ）・戦慄（ふるえ）・頭痛などの症状も出ます。咳・はなみずは普通の感冒（かぜ症候群）よりも強いことが多く、食欲はなくなり、全身がだるくなります。また、ふくらはぎが痛くて歩けないこともあります（筋炎：通常2～3日で治ります）。なお、3～4日から1週間ほどで治ります。

かぜは万病のもと（合併症）：
吐いたり、下痢する（胃腸炎・脱水症）、急な高熱でひきつける（熱性けいれん）、重い病気が加わる（中耳炎・肺炎・脳炎・筋炎）
いろいろな病気の最初の症状です。

インフルエンザにかかったらどうするか：

まず、医師に受診しましょう。学校や幼稚園・保育園は休ませます。熱が下がって2日過ぎたら登校・登園できます。安静にして、水分補給に気をつけましょう。薬は咳止め、熱さまし、必要ときは抗生物質を使います。治りかけた時に無理をしないで、きちんと直しましょう。

予防はどうするか：

外出後のうがい、石鹸を使って手洗いをしましょう。疲れたら十分休ませましょう。厚着をさせないようにしましょう。インフルエンザには予防接種があります。（毎年11月・12月頃に4週間間隔で2回接種します。）

